

エンジェル税制利用最多

およそ1年前、エンジェル税制を活用したベンチャー企業への投資が活発になってきた、との報道がありました。個人投資家が税優遇措置を受け易い仕組みに変わったので、投資会社が個人投資家の資金を募り、ベンチャー企業への投資に振り向けるファンドを相次ぎ創設する動きが加速しているということです。

最近の報道によると、世界同時不況の逆風が吹くなかで、税優遇をきっかけに日本のエンジェル投資が上向きつつあり、個人がベンチャー企業に直接投資する額が急増し、エンジェル税制を利用するエンジェル企業も急増しており、平成20年度にその数が過去最高に達したとあります。

平成9年度に創設されたエンジェル税制は逐次拡充されてきたものの、エンジェル投資しかない個人投資家には税優遇がないという制度的欠陥があったため、その利用は低迷しつづけてきました。

それで、平成20年度税制改正で、個人がエンジェル企業へ出資した金額は1,000万円を限度として寄附金控除の対象となりました。所得控除なので投資額を株式譲渡益からではなくすべての申告所得から控除できます。ただし、寄附金扱いなので、合計所得の40%までの頭打ちと5,000円の足切りがあります。

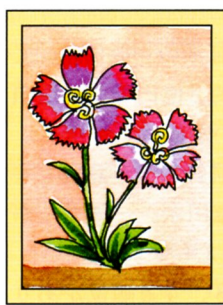
なお、この特例の適用を受けて寄附金控除となった金額は、そのエンジェル株式

の取得価額から控除されます。寄付としての節税は最高40%の税率の適用になり、売却時に損がなかったとしたら20%もしくは10%での課税となりますので、リスクヘッジのみならず節税策としても有効です。

エンジェル税制を利用するためには、ベンチャー企業が「設立して3年未満」「試験研究費が売上高の3%超」など、その他の条件を満たし、エンジェル税制適用対象企業であること等の確認申請を行います。申請を受けた経済産業省は、確認後、ベンチャー企業へ『確認書』を交付します。確認企業はこの確認書を出資をしてくれた投資家へ提出し、投資家が確認書を確定申告の際に税務署へ提出して手続きが完了します。なお、税制適格事前確認書交付企業一覧が経済産業省のホームページに掲載されています。

春きれいな花を咲かせた杏の収穫が始まりジャムやシロップに加工されます。「あんずあまそうなひとはねむそうな 室生犀星」
景気が悪いと、宝くじが気になります。宝くじが籤した場合、個人の所得税は非課税です。法人は当然雑収入として益金計上となります。また、宝くじを贈答品として利用すれば、交際費となります。

7日小暑、23日大暑。



即断、即行できる見識と
機敏な実行力は
指導者に不可欠の要件だ。

(松下幸之助)

7月の税務メモ

(国税)

- 6月分源泉所得税の納付(特例適用者は1～6月分の半年分)
- 所得税の予定納税額の減額申請
- 所得税の予定納税額第1期分納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告

10日

15日

31日

〃

〃

(地方条例による)

(地方税)

- 6月分個人住民税特別徴収分の納付

- 5月決算法人の確定申告

- 11月決算法人の中間(予定)申告

- 固定資産税(都市計画税)の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。